

宮城県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

- 第1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、宮城県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。
- (1) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
 - (2) 子ども・若者の支援に係る相互連携・協力に関すること。
 - (3) 子ども・若者の支援に当たる人材の資質の向上及び広報啓発に関すること。
 - (4) 市町村並びに地域で相談援助活動に従事する機関及び団体への支援に関すること。
 - (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3 協議会は、別表1に掲げる関係機関（以下「構成機関」という。）等で構成し、構成機関から選任された者をもって充てる。
- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は環境生活部副部長を、副会長は環境生活部共同参画社会推進課長をもって充てる。
 - 4 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

- 第4 協議会の基本的な運営方針の決定など実際の担当で構成される会議が円滑に運営されるための環境整備を図るために代表者会議を置く。
- 2 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
 - 3 代表者会議は、第2に掲げる事項のうち協議会の全体運営に関する事項について協議する。
 - 4 会長は、必要に応じて協議会の構成機関以外の者に対して出席を求め、必要な協力を求めることができる。

(実務者会議)

- 第5 問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理、地域の実態把握、それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換などを目的として実務者会議を置く。
- 2 実務者会議は、別表2に掲げる5圏域（県南圏域、仙台圏域、大崎・栗原圏域、石巻圏域、登米・気仙沼圏域）で開催する。
 - 3 実務者会議は事務局が招集し、運営を行う。
 - 4 実務者会議は、構成機関等の相談援助活動に従事する者をもって構成し、第2に掲げる事項のうち、相談支援業務に関する事項について協議する。
 - 5 構成機関等は、その機関等の所在地に属する圏域以外の実務者会議にも出席することができるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

- 第6 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）は、特定非営利活動法人T E D I C及び特定非営利活動法人アスイクとする。
- 2 指定支援機関は、主に県から受託した子ども・若者総合相談センター事業の対象圏域において、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 法第15条第1項第1号に掲げる支援の実施
 - (2) 支援に関する実践的・専門的な情報の提供
 - (3) 事務局と連携した協議会の運営
 - (4) その他子ども・若者に係る必要な支援

(秘密の保持)

- 第7 協議会及び実務者会議の構成員及び会議の出席者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、環境生活部共同参画社会推進課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

2 子ども・若者支援相談機関連絡協議会設置要綱（平成23年11月15日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

宮城県環境生活部共同参画社会推進課
宮城県総務部私学・公益法人課
宮城県保健福祉部社会福祉課
宮城県保健福祉部子育て社会推進課
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課
宮城県保健福祉部精神保健推進室
宮城県保健福祉部薬務課
宮城県経済商工観光部雇用対策課
宮城県教育庁義務教育課
宮城県教育庁特別支援教育課
宮城県教育庁高校教育課
宮城県教育庁生涯学習課
宮城県警察本部警務部警務課
宮城県警察本部生活安全部少年課
宮城県仙南保健福祉事務所
宮城県仙台保健福祉事務所
宮城県仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所
宮城県北部保健福祉事務所
宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所
宮城県東部保健福祉事務所
宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所
宮城県気仙沼保健福祉事務所
宮城県子ども総合センター
宮城県中央児童相談所
宮城県北部児童相談所
宮城県東部児童相談所
宮城県東部児童相談所気仙沼支所
宮城県女性相談支援センター

宮城県精神保健福祉センター
宮城県大河原教育事務所
宮城県仙台教育事務所
宮城県北部教育事務所
宮城県東部教育事務所
宮城県気仙沼教育事務所
宮城県総合教育センター
仙台市教育局学校教育部教育相談課
仙台市児童相談所
仙台市精神保健福祉総合センター
仙台法務局人権擁護部
仙台弁護士会
法務少年支援センター仙台（仙台少年鑑別所）
仙台保護観察所
東北少年院
青葉女子学園
宮城県青少年補導センター連絡協議会
社会福祉法人仙台いのちの電話
特定非営利活動法人わたげの会
宮城労働局職業安定部職業安定課（各公共職業安定所）
みやぎ若年者就職支援センター
せんだい若者サポートステーション
みやぎ北若者サポートステーション
石巻地域若者サポートステーション
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部宮城障害者職業センター
一般社団法人パーソナルサポートセンター
特定非営利活動法人ＴＥＤＩＣ（指定支援機関）
特定非営利活動法人アスイク（指定支援機関）

別表 2

圏域	対象市町村
県南圏域	白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町
仙台圏域	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
大崎・栗原圏域	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
石巻圏域	石巻市、東松島市、女川町
登米・気仙沼圏域	気仙沼市、登米市、南三陸町